

**土器川水系河川整備計画【国管理区間】
に関する資料**

用 語 集

四国地方整備局

目 次

あ 行 ----- 用語 - 1

1. 暗渠（あんきょ）
2. 一級河川（いっきゅうかせん）
3. 一級水系（いっきゅうすいけい）
4. 溢水（いっすい）
5. 右岸（うがん）、左岸（さがん）
6. エコトーン、移行帯（いこうたい）
7. 越水（えっすい）
8. 堰堤（えんてい）、堰（せき）

か 行 ----- 用語 - 3

9. 外来種（がいらいしゅ）
10. 香川用水（かがわようすい）
11. 河床（かしょう）
12. 霞堤（かすみてい）
13. 河川愛護モニター（かせんあいごもにたー）
14. 河川カルテ（かせんかるて）
15. 河川管理（かせんかんり）
16. 河川管理施設（かせんかんりしせつ）
17. 河川管理者（かせんかんりしゃ）
18. 河川区域（かせんくいき）
19. 河川構造物（かせんこうぞうぶつ）
20. 河川敷（かせんじき）
21. 河川防災ステーション（かせんぼうさいすてーしょん）
22. 河川水辺の国勢調査（かせんみずべのこくせいちょうさ）
23. 湧水流量（かつすいりゅうりょう）
24. 河道（かどう）
25. 河畔林（かはんりん）
26. 環境基準類型指定（かんきょうきじゅんるいけいしてい）
27. 慣行水利権（かんこうすいりけん）
28. 感潮区間（かんちょうくかん）
29. 基準地点（きじゅんちてん）
30. 汽水域（きすいいき）
31. 基本高水のピーク流量（きほんこうすいのピーくりゅうりょう）

- 32. 許可工作物（きょかこうさくぶつ）
- 33. 許可水利権（きょかすいりけん）
- 34. 魚道（ぎょどう）
- 35. 許認可事務（きょにんかじむ）
- 36. 距離標（きょりひょう）
- 37. 国管理区間（くにかんりくかん）
- 38. 計画規模（けいかくきぼ）
- 39. 計画高水位（けいかくこうすいゐ） H.W.L（はいうおーたーれべる）
- 40. 計画高水流量（けいかくこうすいりゅうりょう）
- 41. 県管理区間（けんかんりくかん） 指定区間（していくかん）
- 42. 減災（げんさい）
- 43. 交互砂州（こうごさす）
- 44. 洪水（こうずい）
- 45. 高水護岸（こうすいごがん）
- 46. 高水敷（こうすいじき）
- 47. 洪水調節量（こうずいちょうせつりょう）
- 48. 洪水ハザードマップ（こうずいはざーどまっぷ）
- 49. 洪水予報河川（こうずいよほうかせん）
- 50. 勾配（こうばい） 法勾配（のりこうばい）
- 51. 護岸（ごがん）
- 52. 護床工（ごしょうこう）

さ 行 ----- 用語 - 13

- 53. 砂州（さす）
- 54. 止水域（しすいいき）
- 55. 支川（しせん）
- 56. 縦横断測量（じゅうおうだんそくりょう）
- 57. 重要種（じゅうようしゅ）
- 58. 重要水防箇所（じゅうようすいぼうかしょ）
- 59. 侵食（しんしょく）
- 60. 親水護岸（しんすいごがん）
- 61. 浸水想定区域（しんすいそうていくいき）
- 62. 浸透（しんとう）
- 63. 水域（すいいき）
- 64. 水害リスク（すいがいりすく）
- 65. 水衝部（すいしょうぶ）

- 66. 水制（すいせい）
- 67. 水防警報（すいぼうけいほう）
- 68. 水門（すいもん）
- 69. 水路ネットワーク（すいろねっとわーく）
- 70. 正常流量（せいじょうりゅうりょう）
- 71. 瀬切れ（せぎれ）
- 72. 瀬戸内式気候（せとうちしききこう）
- 73. 洗掘（せんくつ） 局所洗掘（きょくしょせんくつ）
- 74. 扇状地（せんじょうち）
- 75. 占用（せんよう）
- 76. 想定はん濫区域（そうていはんらんくいき）
- 77. 側帯（そくたい）
- 78. ソフト対策（そふとたいさく）

た 行 ----- 用語 - 19

- 79. 高潮堤防（たかしおていぼう）
- 80. 多自然川づくり（たしぜんかわづくり）
- 81. 溜まり（たまり）
- 82. 湛水域（たんすいいき）
- 83. 湛水区間（たんすいくかん）
- 84. 地球温暖化（ちきゅうおんだんか）
- 85. 治水安全度（ちすいあんぜんど）
- 86. 抽水植物（ちゅうすいしょくぶつ）
- 87. 超過洪水（ちゅうかこうずい）
- 88. 直轄事業（ちよっかつじぎょう）
- 89. 低水護岸（ていすいごがん）
- 90. 低水流量（ていすいりゅうりょう）
- 91. 低水路（ていすいろ）
- 92. 堤内地（ていないち） 堤外地（ていがいち）
- 93. 堤防（ていぼう）
- 94. 堤防の決壊（ていぼうのけっかい）
- 95. 出水（ですい）
- 96. 天井川（てんじょうがわ）
- 97. 特定外来種（生物）（とくていがいらいしゅ（せいぶつ））
- 98. 床止め（とこだめ）

な 行 ----- 用語 - 25

- 99 . 内水 (ないすい)
- 100 . 根入れ (ねいれ)
- 101 . 根固工 (ねがためこう)

は 行 ----- 用語 - 26

- 102 . 排水機場 (はいすいきじょう) 排水ポンプ場 (はいすいぽんぷじょう)
- 103 . 排水門 (はいすいもん)
- 104 . 引堤 (ひきてい)
- 105 . 避難勧告 (ひなんかんこく) 避難指示 (ひなんしじ)
- 106 . 比流量 (ひりゅうりょう)
- 107 . 表流水 (ひょうりゅうすい)
- 108 . 深掘れ (ふかぼれ)
- 109 . 伏流水 (ふくりゅうすい)
- 110 . 平水位 (へいすいいい)
- 111 . 平水流量 (へいすいりゅうりょう)
- 112 . 防災エキスパート (ぼうさいえきすぱーと)
- 113 . 豊水流量 (ほうすいりゅうりょう)
- 114 . 放水路 (ほうすいろ)
- 115 . 堀込河道 (ほりこみかどう) 堀込河川 (ほりこみかせん)
- 116 . 本川 (ほんせん)

ま 行 ----- 用語 - 29

- 117 . みお筋 (みおすじ) 川筋 (かわすじ)
- 118 . 水際 (みずぎわ)
- 119 . ミチゲーション (みちげーしょん)
- 120 . モニタリング (もにたりんぐ)

や 行 ----- 用語 - 30

- 121 . 遊水地 (ゆうすいち) 調節池 (ちょうせつち)
- 122 . 余裕高 (よゆうだか)

ら 行 ----- 用語 - 31

- 123 . 落差工 (らくさこう) 帯工 (おびこう)
- 124 . 利水 (りすい)
- 125 . 流域 (りゅういき)

- 126 . 流下 (りゅうか)
- 127 . 流下断面 (りゅうかだんめん)
- 128 . 流下能力 (りゅうかのうりょく)
- 129 . 流況 (りゅうきょう)
- 130 . 流量 (りゅうりょう)
- 131 . 漏水 (ろうすい)

わ 行 ----- 用語 - 33

- 132 . ワンド (わんど)

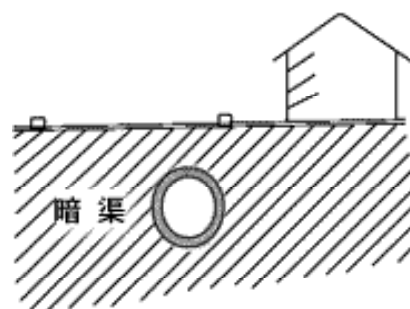
その他記号等 ----- 用語 - 34

- 133 . BOD (ビーオーディー)
- 134 . RDB (レッドデータブック)
- 135 . RL (レッドリスト)
- 136 . T.P. (ティーピー)

「あ 行」

1. 暗渠（あんきょ）

地中に埋設された外から見えなくなっている水路です。



2. 一級河川（いっきゅうかせん）

一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川です。

なお、一級河川は一級水系のみに指定されるもので、二級水系に一級河川が指定されることはありません。

“一級水系”、“河川管理”参照

3. 一級水系（いっきゅうすいけい）

洪水被害や水利用等の観点から特に重要性の高い水系として国土交通大臣が政令で指定した水系で、全国で一級水系は109水系あります。

なお、一級水系以外では、都道府県知事が指定した水系が二級水系、その他の水系は単独水系となります。

それぞれの水系において、河川法の適用を受ける河川を一級河川と二級河川、河川法の規定の一部を準用する河川を準用河川、その他の小河川を普通河川といいます。

“一級河川”参照

水系	模式図	河川別	管理者
一級水系		一級河川 国管理区間 ■ 県管理区間 □ 準用河川 — 普通河川	国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 地方公共団体
二級水系		二級河川 □ 準用河川 — 普通河川	都道府県知事 市町村長 地方公共団体
単独水系		準用河川 — 普通河川	市町村長 地方公共団体

水系（すいけい）

同じ流域内にある本川、支川、派川およびこれらに関連する湖沼を総称して水系といいます。その名称は、一般的に本川名をとって、例えば土器川水系という呼び方をします。

4. 溢水（いっすい）

掘込河道で堤防の決壊のおそれがない箇所であふれること。

“掘込河道”、“堤防の決壊”参照

5. 右岸（うがん）、左岸（さがん）

河川を上流から下流に向かって眺めたとき、右側を右岸、左側を左岸といいます。
土器川では、河川に対して、東側が右岸、西側が左岸となります。

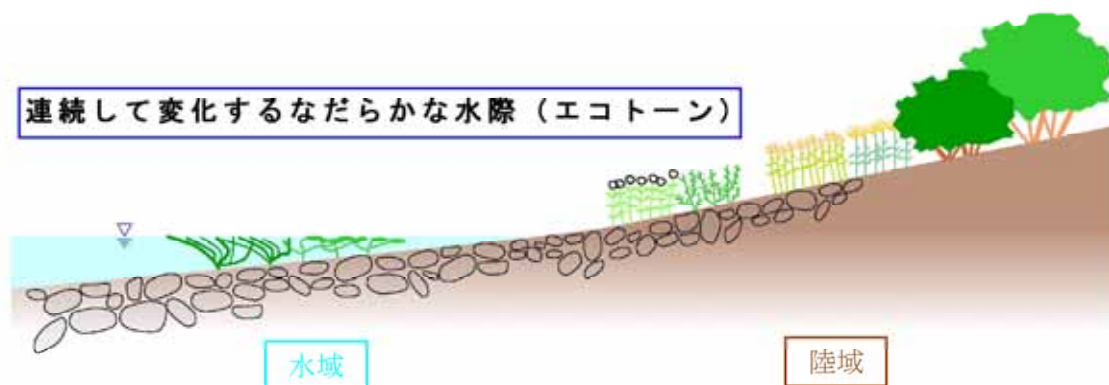
“河道”のイメージ図参照

6. エコトーン、移行帯（いこうたい）

異なる環境が連続して変化していく場所のことで「移行帯」または「推移帯」ともいわれ、ここでは川岸の水際がなだらかな様子を表しています。

特徴としては、陸域から水域へかけて環境が連続して変化していくため、比較的限られた空間の中でいろいろな動植物が生育・生息・繁殖できます。

このため、生物の多様性の保全の観点から重要な場所であるといえます。



7. 越水（えっすい）

増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出す状態のことです。あふれた水が堤防の裏法面（川裏）を削り、破堤の危険性が高まります。

8. 堰堤（えんてい）、堰（せき）

農業用水・工業用水・水道用水等の水を川から取水するため、水をせき止めて水位を上げ、用水路等への取水を可能にしたり、計画的な分流を行ったり、また下流側からの海水の逆流を防止すること等を目的として、河川を横断して設けられる施設を堰堤、または堰といいます。

取水堰（しゅすいぜき）と呼ばれるものもあり、また、取水用の堰と用水の取り入れ口、魚道等を総括して頭首工（とうしゅこう）と呼ばれるものもあります。

「か 行」

9. 外来種（がいらいしゅ）

外来種とは、もともと日本にいなかった生物が、人間の活動によって国内に入ってきた生物のことをいいます。

また、同じ日本の中にいる生物でも、他の地域からもともといなかった地域に持ち込まれた場合に、もともとその地域にいる生物（在来種といえます）に影響を与えます。

このような種についても、外来種といわれています。

“ 特定外来生物 ” 参照

10. 香川用水（かがわようすい）

香川用水事業は、古くから続く香川県の慢性的な水不足を抜本的に解消するため、吉野川総合開発計画の一環として農業用水、水道用水、工業用水を供給する多目的水路事業であり、吉野川上流に築造された早明浦ダムを水源とし、下流池田ダムより取水し、約8kmの導水トンネルにより香川県に導水している用水路です。

香川用水は、昭和49年に暫定通水(水道用水のみ)、昭和50年に本格通水され、香川県の水事情は飛躍的に改善されました。なお、計画導水量は、香川県内の水源を先取り後の必要補完水量として計画されています。

【計画導水量】

農業用水：1億500万 m^3
水道用水：1億2,210万 m^3
工業用水：1,990万 m^3
合 計：2億4,700万 m^3



11. 河床（かしょう）

河川の水に覆われた部分の川底のことをいいます。

“ 河道 ” のイメージ図参照

12. 霞堤（かすみてい）

急流河川において用いられる歴史的な治水方式で、堤防を不連続な二重の構造として開口部を存置している箇所をいいます。

霞堤は、洪水時に上流の霞堤開口部から洪水をあふれさせて、下流へ流れる河川内の流量を低減させ水位を下げる機能とともに、上流であふれてはん濫した水を、下流の霞堤開口部から時間差で河川内に戻す機能を持っています。



13. 河川愛護モニター（かせんあいごもにたー）

河川の管理体制の強化や河川に対する理解を深め、河川愛護思想の普及・啓発を目的として、日常見ている川の様子や川への思いを情報発信していただくために委嘱している地域住民の方をいいます。

14. 河川カルテ（かせんかるて）

河川管理に必要な河道状況や被災履歴等を整理したもので、適切な維持管理に活用しています。

15. 河川管理（かせんかんり）

河川管理とは、次の三つの目的を達成するために行うものです。

- 1)洪水、高潮等による災害発生を防止するための堤防や護岸の設置、災害を誘発する恐れのある行為の規制、さらに災害を軽減するための洪水時の水防活動等
- 2)上水道、かんがい、発電等のための河川水の利用および流水の正常な機能の維持、河川内の公園等の土地利用等に係る適正な河川利用を確保するための許認可およびその監督
- 3)良好な水質や生態系の保全、良好な景観等の河川が本来有する機能を確保するための調査や監視、維持

なお、一級河川の管理は、国土交通大臣が行います（河川法第9条第1項）。
「河川法（抜粋）」

（一級河川の管理）

第9条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

16．河川管理施設（かせんかんりしせつ）

ダム、堰、排水門、堤防、護岸、床止め等の洪水防御等の河川管理を目的として設置された施設をいいます。

17．河川管理者（かせんかんりしゃ）

河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮等による災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければなりません。

この管理について権限をもち、その義務を負う者です。

“一級水系”の一覧表参照

18．河川区域（かせんくいき）

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域といいます。

河川区域は洪水等災害の発生を防止するため等に必要な区域であり、河川法が適用される区域です。

“河道”のイメージ図参照

19．河川構造物（かせんこうぞうぶつ）

河川に設けられる河川管理施設と許可工作物の総称をいいます。

“河川管理施設”、“許可工作物”参照

20．河川敷（かせんじき）

平常時は川の水が流れないが、水位が上がった時（洪水時）に流れる場所。

“高水敷”参照

21．河川防災ステーション（かせんぼうさいすてーしょん）

洪水時に水防活動の基地、ヘリポート、避難場所としての機能をもつもので、平常時はレクリエーションの場などとして活用できる河川防災の拠点のことをいいます。

22．河川水辺の国勢調査（かせんみずべのこくせいちょうさ）

国土交通省および自治体により、全国109の一級水系の河川および主要な二級水系の河川や、国管理・水資源機構管理のダムおよび県管理のダムについて、河川における環境面からの基礎情報の収集・整備を目的として実施しています。

調査の内容は、「魚類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫類等調査」の生物調査と、河道にある瀬・淵や水際部の状況等を調査する「河川環境基図作成調査」、河川空間の利用実態を調査する「河川空間利用実態調査」があります。

23．渇水流量（かつすいりゅうりょう）

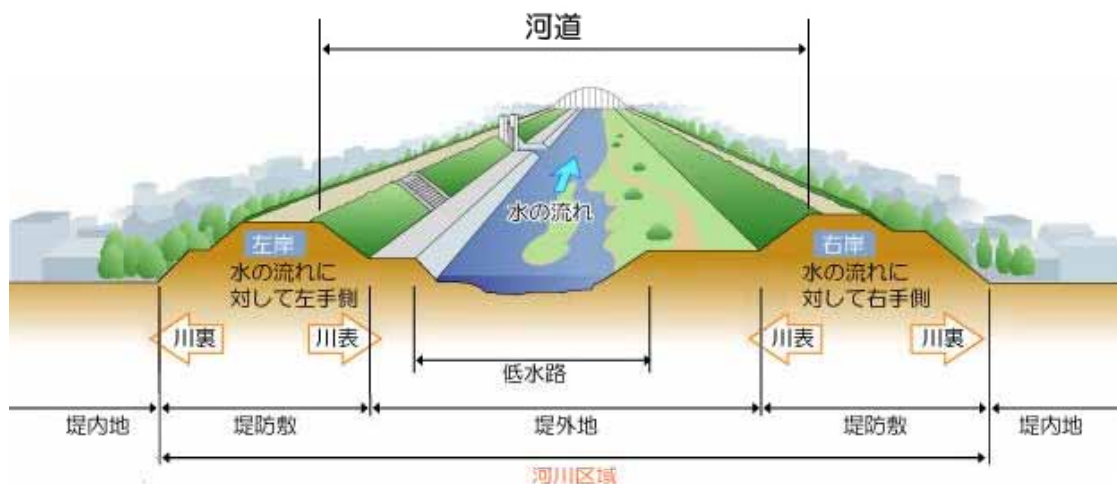
1年を通じて355日は、この値を下回らない流量のことです。

24．河道（かどう）

平常時もしくは洪水時に河川の水が流下する区間のことです。

通常は堤防または河岸と河床とで囲まれた部分を指します。

河道のうち、常時水が流れる部分を低水路、洪水時のみ流水が流れる堤防以外の部分を高水敷（河川敷）といいます。



複断面（ふくだんめん）、単断面（たんだんめん）

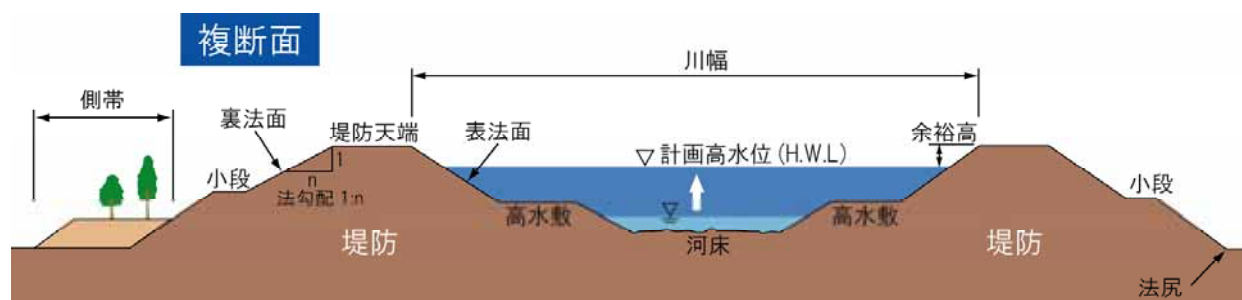
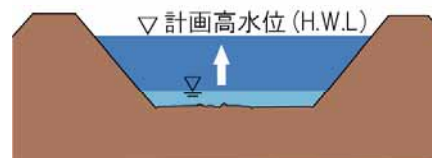
単断面は高水敷がなく、低水時も高水時も水面幅に大きな差がない構造です。

一方、複断面には高水敷があり、高水時の水面幅が低水時の水面幅に比べて大きく広がる特徴を持っています。

このため、高水敷の上では水面幅が急激に広がり、流下する水の水深が浅くなり流速（流れる速度）も遅くなります。

このことは、洪水時に堤防を守るために好都合だといえます。

単断面



25. 河畔林（かはんりん）

河のほとりや河岸に生育する樹木群をいいます。

26. 環境基準類型指定（かんきょうきじゅんるいけいしてい）

環境基本法により定めることとなっている、河川等の公共用水域の水質汚濁における環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準のことであり、該当する水域毎に定められています。

河川であれば、AA～Eまでの6段階に区分されており、この区分を類型といいます。河川の汚濁状況を図る指標であるBOD基準値でいえば、AA類型1mg/L以下、A類型2mg/L以下、B類型3mg/L以下、C類型5mg/L以下、D類型8mg/L以下、E類型10mg/L以下となっています。

また、ダム等の湖沼では、AA～Cまでの4段階に区分されており、河川の基準とは異なった類型の区分となっています。

“ BOD ” 参照

27. 慣行水利権（かんこうすいりけん）

明治29年の旧河川法制定以前から取水していた事実によって、社会慣行として成立した水利秩序が権利化した水利権のことをいいます。

“ 許可水利権 ” 参照

28. 感潮区間（かんちょうくかん）

河川の河口付近で水位や流速に海の潮汐が影響を与える区間をいいます。

29. 基準地点（きじゅんちてん）

洪水を防ぐための計画を作成するとき、代表となる地点です。この地点で基本高水や計画高水流量を定め、その河川の改修計画が作成されます。大きな河川では、複数の基準地点が設定されています。

30. 汽水域（きすいいき）

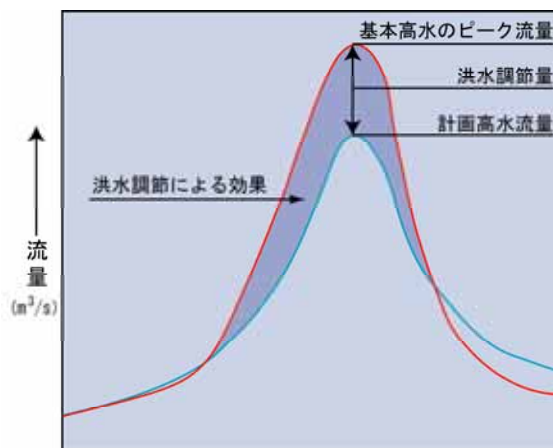
川から流れてきた淡水と、塩分を含んだ海水が交じり合った水域で、主に河口部などがこれにあたります。

31. 基本高水のピーク流量（きほんこうすい(たかみず)のピーくりゅうりょう）

基本高水とは、洪水を防ぐための計画で基本となる洪水波形（流量が時間的に変化する様子を表したグラフをハイドログラフといいます）です。

基本高水のピーク流量とは、このグラフに示される最大流量です。

この基本高水は、人工的な施設で洪水調節が行われていない状態、言い換えるなら流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出した場合の河川流量を表現しています。



基準地点におけるハイドログラフ

32. 許可工作物（きょかこうさくぶつ）

橋梁や道路、かんがい用水や水道用水を河川から取水するための施設、下水処理した水を河川に流す施設等、河川管理者以外の者が河川管理以外の目的で河川区域内に設置する工作物です。

これらは河川管理者の許可を得て河川区域内に設置されていることから、許可工作物と呼んでいます。

33. 許可水利権（きょかすいりけん）

河川法第23条の許可を受けた水利権のことをいいます。

“慣行水利権”参照

34. 魚道（ぎょどう）

魚が上下流に移動できるように、河川を横断して設置されている堰等に設けられた水路のことです。

35．許認可事務（きょにんかじむ）

許可、認可等の申請に基づいて行う事務のことです。

36．距離標（きょりひょう）

河口からの距離を表すもので、堤防等の位置を明確に示すために約200m毎に設置しています。

37．国管理区間（くにかんりくかん）

国土交通大臣が自ら管理する区間をいいます。

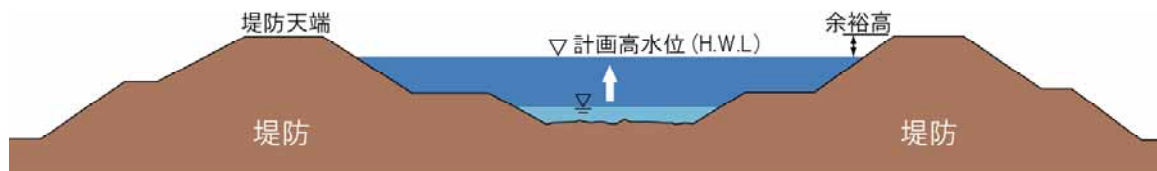
“ 河川管理 ” 参照

38．計画規模（けいかくきぼ）

治水整備の目標であり、流域の重要度に応じて設定されるものです。計画規模は、超過確率年（1/100等）で表されます。

39．計画高水位（けいかくこうすい） H.W.L（はいうおーたーれべる）

堤防の設計、河道の整備等の基準となる水位のことであり、整備完了後の計画規模以下の洪水については、計画高水位以下の部分を流れます。



40．計画高水流量（けいかくこうすいりゅうりょう）

堤防の設計、河道の設計をする場合に基本となる流量で、基本高水を河道と各種洪水調節施設に合理的に配分した結果として定められる計画上の河道を流れる最大流量です。

言い換えれば、基本高水のピーク流量から各種洪水調節施設での洪水調節流量を差し引いたものです。

“ 基本高水のピーク流量 ” 参照

41．県管理区間（けんかんりくかん） 指定区間（していくかん）

一級河川において、都道府県知事が事務を行うことができる区間として国土交通大臣が指定する区間をいいます。

一級河川のうち、国管理区間以外の河川は、通常の管理を都道府県知事に委任しています。

この区間は、国土交通大臣が指定することによって決まります。

“ 河川管理 ” 参照

42．減災（げんさい）

減災とは、災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組みです。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするものです。

43．交互砂州（こうごさす）

直線的な河道や緩やかな連続蛇行河道内に左右交互に規則的に出現した砂州のことです。

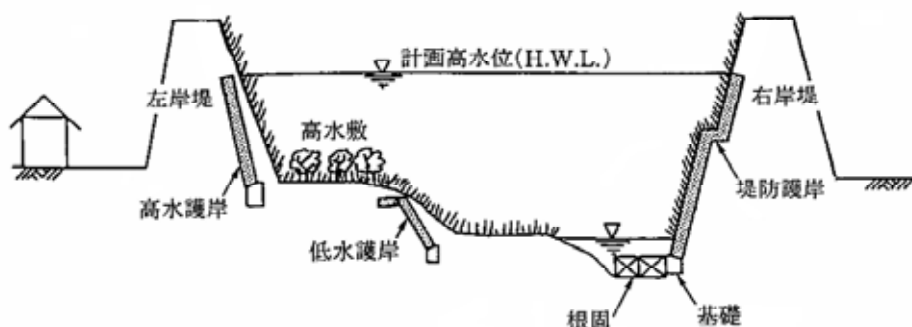
44．洪水（こうずい）

台風や前線などによってもたらされた大雨により、川を流れる水の量が急激に増大する現象を洪水といいます。一般には川から水があふれ、はん濫することを洪水と呼びますが、河川管理上は氾濫を伴わなくても洪水と呼びます。

45．高水護岸（こうすいごがん）

高水護岸は、堤防を洪水時の侵食作用から、守ることを主たる目的として設置するものです。

護岸には高水護岸と低水護岸、およびそれらが一体となった堤防護岸があります。



46. 高水敷（こうすいじき）

高水敷は、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地で、一般的に、河川敷とも呼ばれます。

平常時にはグラウンドや公園等様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かることがあります。

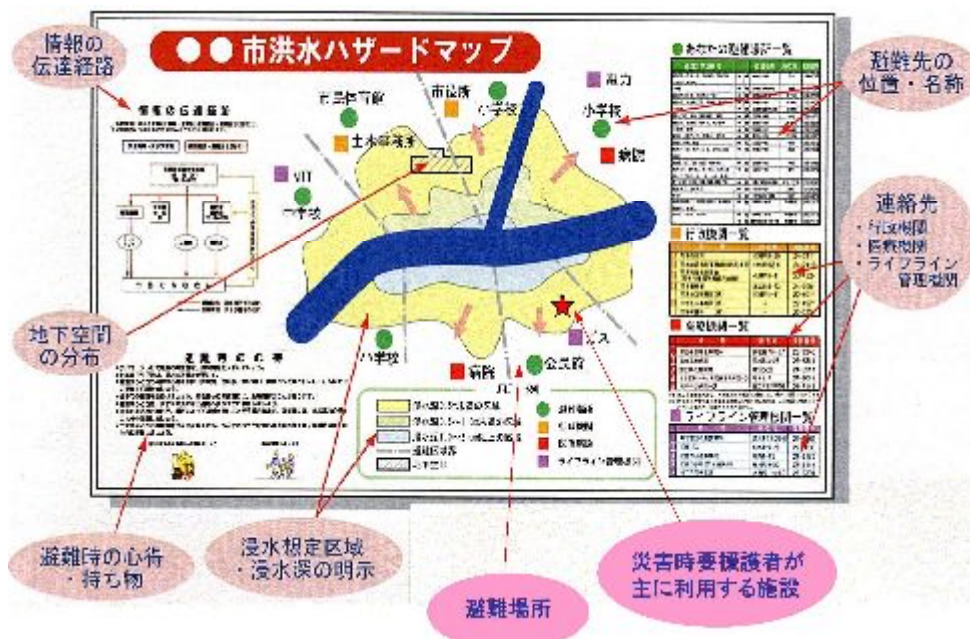
“ 河道 ” のイメージ図参照

47. 洪水調節量（こうずいちょうせつりょう）

人工的に建設した洪水調節用ダム、調節池、遊水地などに一時的に洪水流量の一部を貯めることによって、下流の河道に流れる流量を減少させる（調節する）ことができます。洪水調節量は、この減少した（調節した）分の流量のことです。

48. 洪水ハザードマップ（こうずいはざーどまっぷ）

浸水被害等の発生が予想される危険区域や避難場所等を示した地図のことです。



49. 洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法および気象業務法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して洪水予報を実施する河川として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川のことです。

水位情報周知河川（すいいいじょうほうしゅうちかせん）

国土交通省ならびに都道府県は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により経済上重大または相当な損害を発生するおそれがある河川を、水位情報周知河川として指定しています。

この水位情報周知河川では、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位である「避難判断水位」を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知・周知しています。

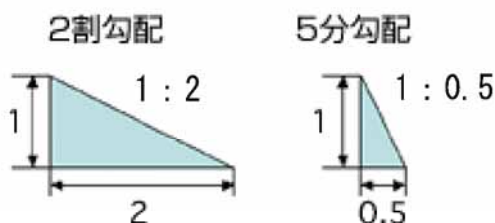
50. 勾配（こうばい）、法勾配（のりこうばい）

護岸や堤防等の斜面の部分の勾配（傾斜、傾き）のことです。

直角三角形の鉛直の高さを1としたときの水平距離がnの場合、1：nと表示します。たとえば1：2は2割勾配、1：0.5は、5分勾配といいます。

ちなみに、2割勾配は5分勾配よりも緩やかです。

“河道”のイメージ図参照



51. 護岸（ごがん）

川を流れる水的作用（侵食作用等）から河岸や堤防を守るために、表法面（おもてのりめん：流水が当たる堤防等の斜面）に設けられる施設で、コンクリートブロック等で覆うような構造のものです。

“低水護岸”、“高水護岸”参照

52. 護床工（ごしょうこう）

堰などの下流端で河床が洗掘されるのを防ぐために、根固めを河床に敷設してつくられた構造物のことです。

“根固め”参照

「さ 行」

53．砂州（さす）

流水によって運ばれた砂や砂礫が集まり、水面上に現れた所をいいます。わん曲部の内側によく形成されます。直線的な河川でも砂州が交互に形成される場合があり、交互砂州といえます

“ 交互砂州 ” 参照

54．止水域（しすいいき）

人の目では水が流れていると確認できないほどゆっくりした流れのある水域のことをいいます。

55．支川（しせん）

本川に合流する河川のことです。

また、本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」と呼びます。

さらに、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別する場合があります。



56．縦横断測量（じゅうおうだんそくりょう）

河川の縦断方向、横断方向の形状を計測する測量のことです。

57．重要種（じゅうようしゅ）

「重要種」とは、「文化財保護法」およびこれに基づく「地方公共団体における条例」で指定された天然記念物、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種、「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリスト見直しについて」および「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 および植物 のレッドリストの見直しについて」の掲載種、「香川県の絶滅のおそれのある野生生物 香川県レッドデータブック [動物編]」および「香川県の絶滅のおそれのある野生生物 香川県レッドデータブック [植物編]」の掲載種等、学術上等の観点から重要と考えられる種を対象としています。

58．重要水防箇所（じゅうようすいぼうかしょ）

過去の洪水で堤防等が被災した箇所や堤防断面が不足する箇所等、洪水時に堤防が被災する可能性が高く、嚴重な警戒が必要な箇所をいいます。

洪水の時には、堤防が壊されたり、洪水が堤防を越えてあふれ出ないように、水防団の方々が土のうを積む等の「水防」活動をします。

そうした事態をいち早く察知するため、洪水が一定の規模になると水防団の方々は危険な箇所がないかどうか、堤防等を点検しますが、点検する区間が長いため、現在の堤防の高さや幅、過去の漏水等の実績等から、あらかじめ水防上重要な区間を認識しておけばより効率的な点検ができ、危険な箇所の早期発見につながります。

このような考えから毎年重要水防箇所を定めるとともに、洪水期前には関係者でその年の重要水防箇所を確認する合同巡視も行っています。

59．侵食（しんしょく）

流水等の作用で河床や堤防の土砂が削り取られることをいいます。

“洗掘”参照

60．親水護岸（しんすいごがん）

水への親しみやすさを「親水性（しんすいせい）」といい、親水性に配慮した形状の護岸を親水護岸と呼んでいます。

この護岸は、勾配を緩くしたり階段を設置する等、子供や高齢者の方等でも容易に水に触れられるような構造にしています。

61．浸水想定区域（しんすいそうていくいき）

浸水想定区域とは、洪水防御に関する計画の基本となる降雨（土器川では概ね100年に1回程度起こる大雨）により、現在の河川の整備状況において、河川が堤防の決壊等によりはん濫した場合に浸水が想定される区域のことです。

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、洪水予報河川および水位情報周知河川において河川管理者が指定・公表します。

なお、浸水想定区域図とは、浸水想定区域とその区域内の浸水深を示した図面のことをいいます。

“洪水予報河川”参照

62. 浸透（しんとう）

河川水および降雨等が堤防や堤防基盤内部にしみ込んでいく現象をいいます。

また、堤防内部等に浸透した水が川裏や堤内側の地盤から湧き出す現象を漏水といい、漏水量が多くなると川裏側から堤防が崩壊することがあり、堤防の被災の原因の一つとなります。

“漏水”参照

63. 水域（すいいき）

河川の空間は、水が流れるあるいはとどまっている水域（水域環境）、日常的に水の影響を受ける水際（水際環境）、日常的には水の影響を受けない陸域（陸域環境）に分けられます。

水域環境は、魚類、底生生物等の生息・生育・繁殖空間となっています。

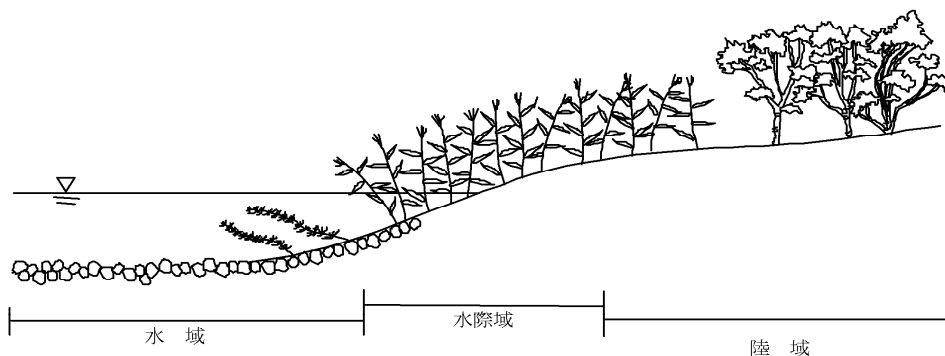


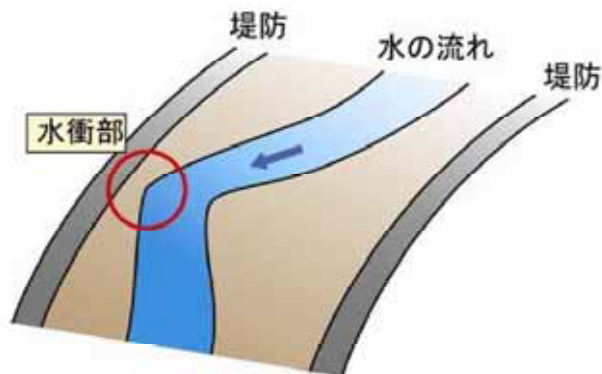
図-1 水域、水際域、陸域の区分

64. 水害リスク（すいがいりすく）

地球温暖化に伴う気候変化の影響による降水量の増加が、社会や経済等に与える影響の度合いのことをいいます。

65. 水衝部（すいしょうぶ）

河川の湾曲部等で水の流れが強くあたる箇所で、洗掘が生じやすい箇所のことです。



66．水制（すいせい）

川を流れる水の作用（侵食作用等）から河岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として設けられる施設です。

形状としては、水の流れに対して直角に近いものから、平行に近いものまでいろいろあり、また構造としても、水が透過するように作られたものから、水を透過させないように作られたものまであります。

求められる機能に応じていろいろな形状・構造のものがあります。

67．水防警報（すいぼうけいほう）

水防警報は、国土交通大臣または都道府県知事が、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えることを目的して発令されるもので、各関係機関に通知されます。

水防警報は、川ごとにあらかじめ決めておいた水位観測所（水防警報対象水位観測所）の水位に対して、水防団待機水位、はん濫注意水位、はん濫危険水位（計画高水位）など水防活動の目安となるような水位を決めておき、川の水かさがその水位あるいは水位近くまで上昇すると発令されます。

68．水門（すいもん）

堤防を分断してゲートを設置した施設を水門と呼びます。

水門は堰と異なりゲートを閉めた時に堤防の役割を果たします。

69．水路ネットワーク（すいろねっとわーく）

土器川周辺の流域には、多くのため池と水田が拡がり、それらの間を土器川沿川の「出水（ですい）」、本川とを結ぶ支川、農業用水路が巡らされており、土器川ではこれを「水路ネットワーク」と称しています。

この「水路ネットワーク」は、平常時から水の少ない土器川において、魚類の供給源、洪水時や瀬切れ時の避難場所と考えられます。

70．正常流量（せいじょうりゅうりょう）

流水の正常な機能を維持するために必要な流量であり、適正な河川管理のために定めるものです。正常流量は、渇水のみならず、1年365日を通じて河川における流水の正常な機能の維持を図るものであり、流量の変動も重要な要素となっています。

71．瀬切れ（せぎれ）

河川の流量が少なくなり、その状態が長く続きやがて河床が露出して、水面が途切れてしまう状態のことです。

72．瀬戸内式気候（せとうちしききこう）

瀬戸内海を中心とした地域に見られる気候で瀬戸内気候ともいいます。降水量が少なく、晴天日数や日射量の多いことが特徴です。瀬戸内海は中国・四国の両山地に囲まれていて、冬の北西の季節風も夏の南東の季節風も山を越えて吹き込むため、降水量が比較的少なく、年間1,000～1,300mmの地域がほとんどです。また、冬も温暖な気候となっています。

73．洗掘（せんくつ） 局所洗掘（きょくしょせんくつ）

激しい川の流れや波浪などにより、堤防の表法面（川表）の土が削り取られることです。削られた箇所がどんどん広がると破堤を引き起こすことがあります。

74．扇状地（せんじょうち）

河川が山地から低地に移り、流れが緩やかな場所に堆積物が積もってできる扇形の地形のことをいいます。

75．占用（せんよう）

河川の一部を法律に基づいて排他独占的に使用することをいいます。

76．想定はん濫区域（そうていはんらんくいき）

河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域（計画高水位よりも地盤高が低い区域）です。

77．側帯（そくたい）

堤防を安定させるため、または非常用の土砂等を備蓄したり環境を保全・整備するために、堤防の裏側（堤内地側）に土砂を積み上げた部分のことです。

第1種側帯：旧河川の締切箇所、漏水箇所等に堤防の安定を図るために設けるもの

第2種側帯：非常用の土砂を備蓄するために設けるもので、非常時に土砂を掘削し水防活動に利用するもの

第3種側帯：環境を保全・整備するために設けられるもの

“河道”のイメージ図参照

78. ソフト対策（そふとたいさく）

治水工事による対策でなく、適切な避難対策のためのハザードマップ作成や、早めの避難対策のため、現在の雨量、主な河川の水位等の情報提供などをソフト対策と
いいます。

ハード対策（はーどたいさく）

洪水による被害を軽減するための工事を治水工事といいます。このような
工事による対策をハード対策といいます。

「た　　行」

79．高潮堤防（たかしおていぼう）

台風の接近に伴う気圧低下による吸い上げ、風による吹き寄せ、高波浪等を要因とした高潮（海面が通常より著しく上昇する現象）や越波による被害を防ぐ堤防のこと。河口部に設置するもので、通常の河川護岸よりも高くなっています。

80．多自然川づくり（たしぜんかわづくり）

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための川づくりです。

すべての川づくりの基本となる考え方であり、調査、計画、設計、施工、維持管理等のすべての河川管理において実施していくものです。

81．溜まり（たまり）

高水敷の窪地等では、洪水後、水位が下がると水の溜まった箇所が形成されます。

これを溜まりといい、増水による影響を強く受ける低水敷にある溜まりや、洪水の影響をまれに受ける高水敷にある溜まりに分けられます。

ヨシ等の植生の根元に形成されることが多く、また、本川と直接つながっておらず水の入れかえが少ないところとなっています。

溜まりには多様な水生生物が生息できることから、河川環境のなかで重要な役割を果たしています。

“ワンド”のイメージ図参照

82．湛水域（たんすいいき）

ダム等により河川の流水が貯留される一定の区域を湛水域といい、貯留される流水の最高水位における水面が土地に接する線によって囲まれる区域のことです。

83．湛水区間（たんすいくかん）

ダム等の設置地点より湛水域の上流側末端までをいいます。

84．地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のことをいいます。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河が融けて海水面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発する恐れがあり、ひいては自然や生態系、生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

85．治水安全度（ちすいあんぜんど）

洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合いをいいます。

“計画規模”参照

86．抽水植物（ちゅうすいしょくぶつ）

水生植物のうち、ヨシのように水底に根を張っているものの、葉や茎を水上にだしている植物のことです。

抽水植物は、水質の浄化に役立つとともに、魚類や鳥類の生息の場にもなります。

87．超過洪水（ちょうかこうずい）

洪水を防ぐための計画を作成したときに、対策の目標として設定した洪水（計画規模）を超える恐れのある洪水のことを超過洪水といいます。

超過洪水が発生すると川の水位がH.W.Lより高くなり、堤防からあふれたり、堤防が決壊するなどの被害の可能性があります。

”計画高水位”、”H.W.L”参照

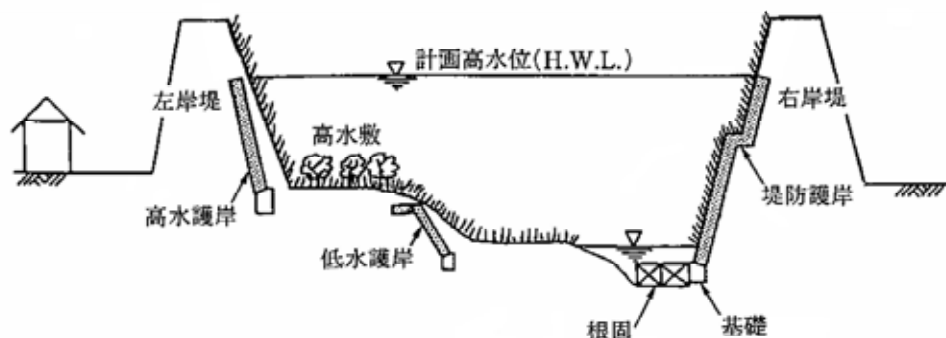
88．直轄事業（ちよっかつじぎょう）

国土交通大臣が直接管理する区間等において、国が直接実施する事業のことです。

89. 低水護岸（ていすいごがん）

低水護岸は、堤防および低水河岸を洪水時の侵食作用に対して守ることを主たる目的として設置するものです。

護岸には高水護岸と低水護岸、およびそれらが一体となった堤防護岸があります。



90. 低水流量（ていすいりゅうりょう）

1年を通じて275日は、この値を下回らない流量のことです。

91. 低水路（ていすいろ）

平常時から河川の水が流れているところをいいます。

92. 堤内地（ていないち）、堤外地（ていがいち）

堤防によって洪水はん濫から守られている住居や農地のある側を堤内地、堤防に挟まれて水が流れている側を堤外地と呼びます。

昔、日本の低平地では、輪中堤によって洪水という外敵から守られているという感覚があり、自分の住んでいるところを堤防の内側と考えていたことが名称の由来といわれています。

“河道”のイメージ図参照

93. 堤防（ていぼう）

河川では、計画高水位以下の水位の流水を安全に流すことを目的として、山に接する場合等を除き、左右岸に堤防を築造します。

構造は、基本的には盛土によりますが、特別な事情がある場合、コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）等で築造することもあります。

“河道”のイメージ図参照

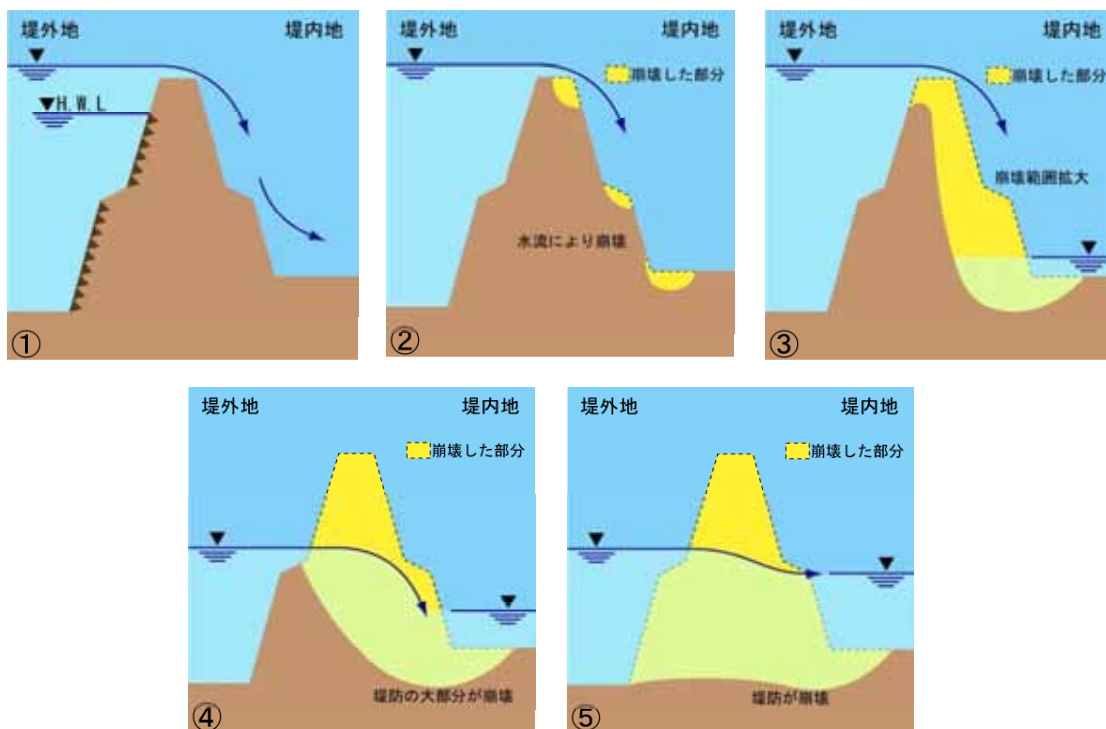
94. 堤防の決壊（ていぼうのけっかい）

流水等の作用により、堤防が壊れることです。

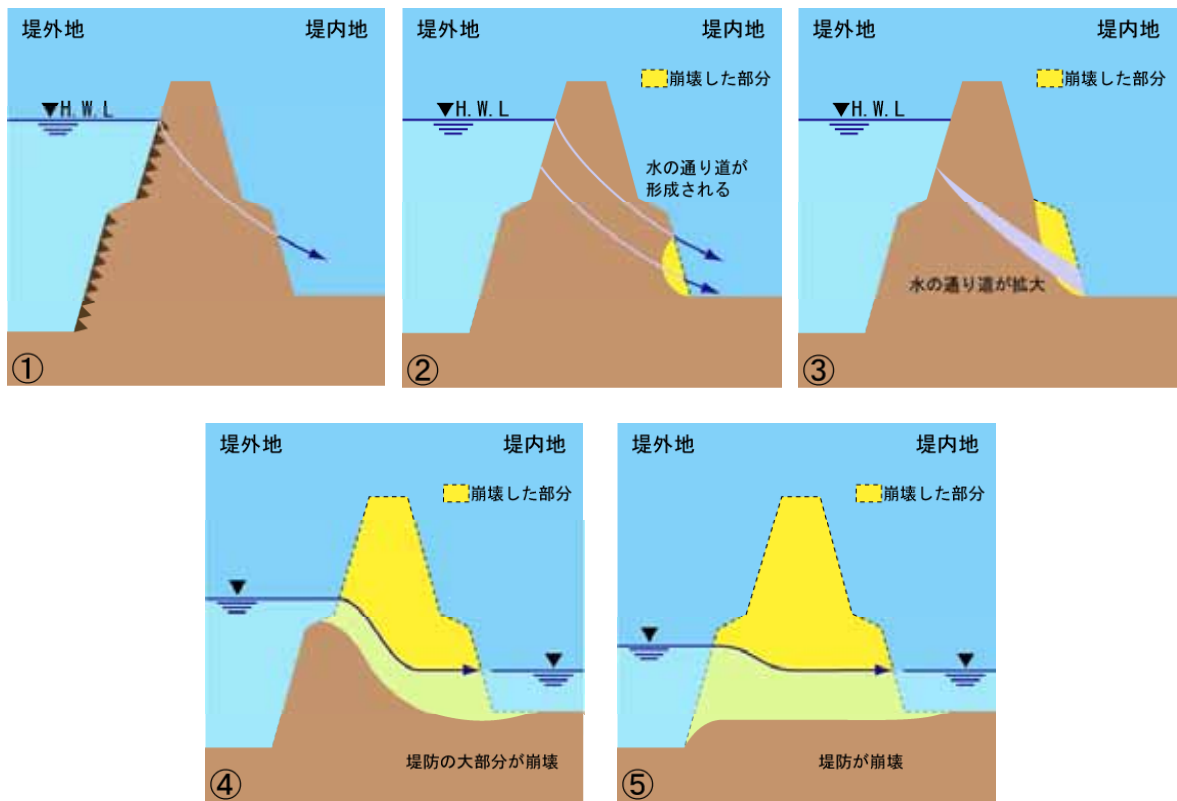
堤防が決壊すると、増水した河川の水が堤防の居住地側（堤内地）に流れ出します。

増水した河川の堤防において、洗掘、亀裂、漏水、越水等が生じると、堤防の決壊を引き起こす原因となります。

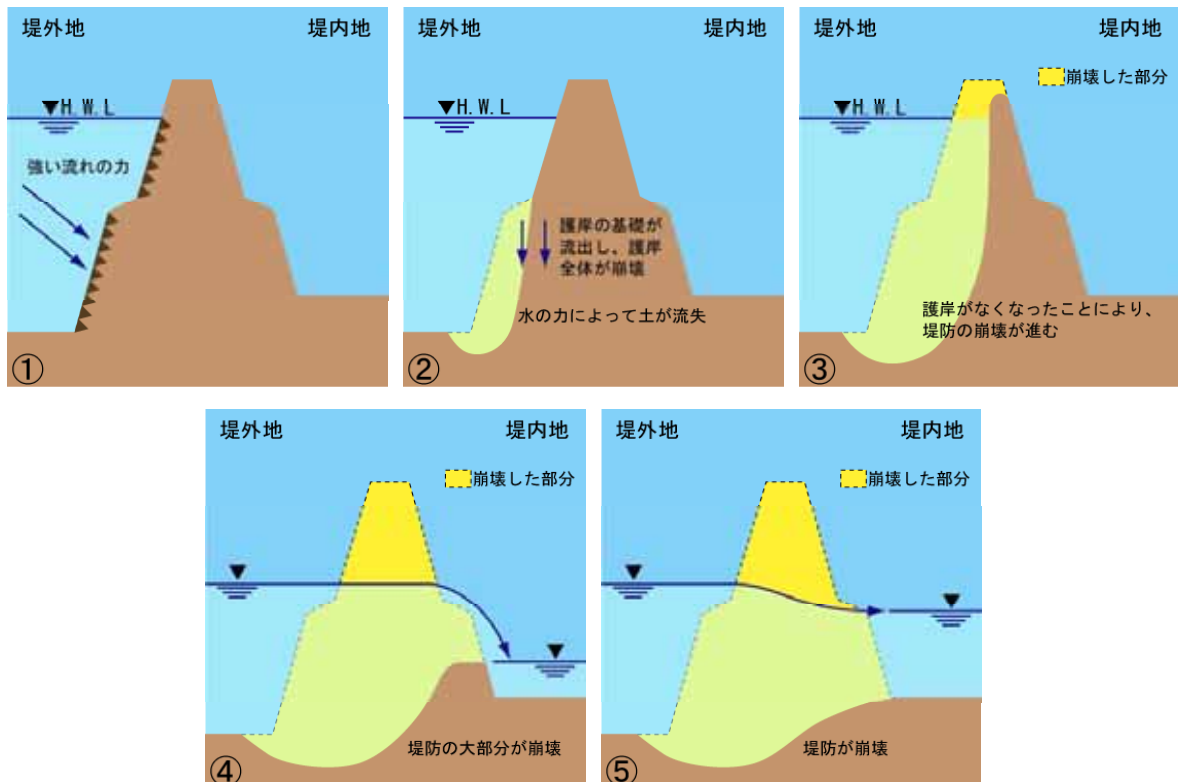
越水による堤防決壊のイメージ



漏水による堤防決壊のイメージ



洗掘による堤防決壊のイメージ

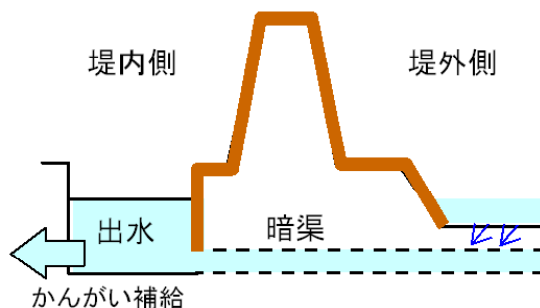


95. 出水（ですい）

平常時から水の少ない土器川から伏流水を取水する古くからの独特な取水方法です。川底から暗渠により堤内側へ伏流水を導水し取水しています。



出水（ですい）



出水のイメージ図

96. 天井川（てんじょうがわ）

土砂が河床に徐々に堆積する一方で、洪水氾濫を防止するために人工的に堤防を高めることにより、河床高が堤内地盤高より高い状態になった川のことをいいます。

97. 特定外来種（生物）（とくていがいらいしゅ（せいぶつ））

海外から入ってきた外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を与える、または与える恐れがあるものとして指定された生物をいいます。

平成17年10月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、指定されている動植物を野外へ放つ、植えるおよびまくことは禁止されています。

98. 床止め（とこだめ）

河床の洗掘を防いで河床の勾配（上流から下流に向かっての川底の勾配）を安定させるために、河川を横断して設けられる施設です。

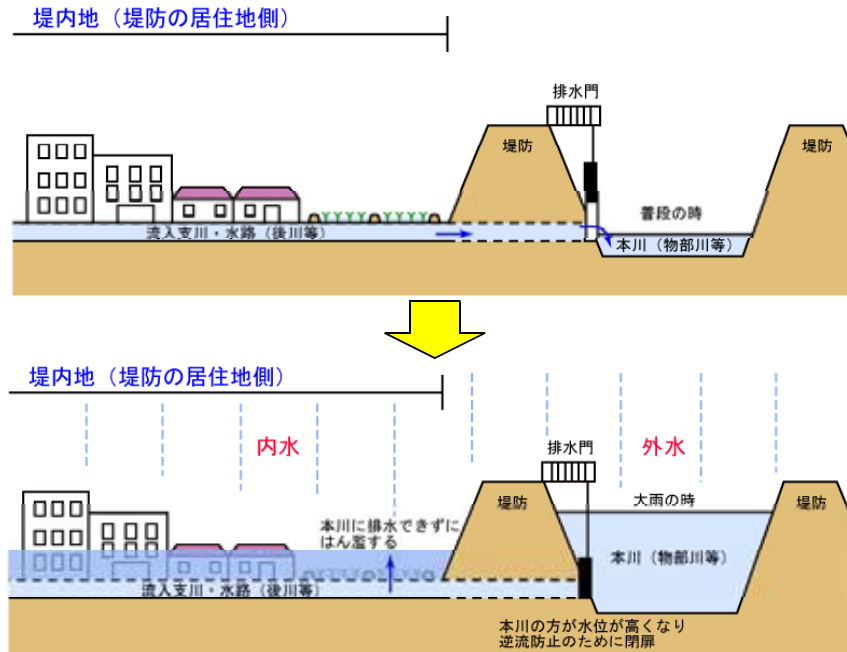
床固めということもありますが、機能は同じです。

「な 行」

99. 内水（ないすい）

洪水時に本川の水位が支川の水位より高くなると、本川の水が逆流するのを防ぐために排水門等のゲートを閉めるため、支川の流水を本川に排水できなくなり、堤内側に流水が溜まる現象を内水といいます。

また、このために堤内地で、はん濫が生じる現象を内水はん濫といいます。



100. 根入れ（ねいれ）

河床が洗掘されても護岸が被災しないために、護岸を河床より深い位置まで設けることです。

101. 根固工（ねがためこう）

洪水時に河床の洗掘が著しい場所において、護岸基礎工前面の河床洗掘を防止するために設けられる施設です。



「は 行」

102．排水機場（はいすいきじょう） 排水ポンプ場（はいすいぼんぷじょう）

洪水時に樋門などを閉じてしまうと堤内地側に降った雨水が本川へ排水できないので、堤内地側の水を本川へ排水する施設が必要となります。これが排水機場と呼ばれるもので、施設の中ではポンプが稼働して、堤内地側の水を本川へ排水しています。

103．排水門（はいすいもん）

堤内地の雨水や水田などの水が水路を流れて大きな川（本川）に合流するとき、大きな川から逆流しないように、堤防を横断して設ける施設を排水門（樋門、樋管）と呼びます。排水門には、洪水時に大きな川からの逆流を防止するためのゲートを設けています。

104．引堤（ひきてい）

河川改修において、既設の堤防より堤内地側に新たに堤防を築造することです。これにより川幅を拡大し、洪水時に流れる流量を増やします。

105．避難勧告（ひなんかんこく） 避難指示（ひなんしじ）

対象地域の土地、建物などに被害が発生する恐れのある場合に、住民に対して行われる勧告。災害対策基本法60条に基づき、原則、市町村長の判断で行われます。

避難勧告よりも緊急度が高い災害等の場合、さらに拘束力が強い「避難指示」が発令されます。この発令も災害対策基本法60条に基づき市町村長の判断で行われます。

106．比流量（ひりゅうりょう）

各流域の流量を流域面積で割ったものを比流量といいます。

107．表流水（ひょうりゅうすい）

川のように表面を流れている水のことをいいます。

108．深掘れ（ふかぼれ）

流水によって、水衝部等の堤防や低水護岸前面の河床が、深く掘れる現象のこと、あるいは掘れた状態をいいます。

“洗掘”参照

109. 伏流水（ふくりゅうすい）

河川などの地表の水が地中に浸透して、地中を流れる水をいいます。

110. 平水位（へいすい）

1年を通じて185日は、この値を下回らない水位のことです。

111. 平水流量（へいすいりゅうりょう）

1年を通じて185日は、この値を下回らない流量のことです。

112. 防災エキスパート（ぼうさいえきすぱーと）

防災業務に従事した経験と専門的知識を有する方で、四国地方整備局管内において地震および風水害等の大規模災害が発生した場合、被災情報の迅速な収集や災害時の技術的な支援をボランティア活動として行うものです。

113. 豊水流量（ほうすいりゅうりょう）

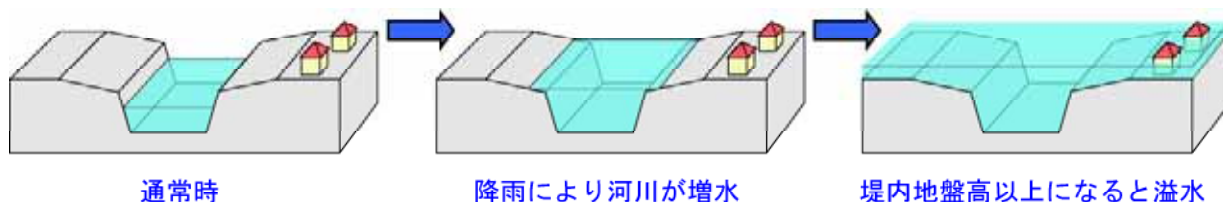
1年を通じて95日は、この値を下回らない流量のことです。

114. 放水路（ほうすいろ）

河川の途中から新しく人工的に開削し、直接海または他の河川に放流する水路のことで「分水路」と呼ばれることもあります。河川の流路延長を短くして、洪水をできるだけ早く放流する場合、または洪水量が増大して河道の拡張だけでその洪水を負担することが困難な場合、あるいは河口が土砂の堆積などによって閉塞されているような場合に設けられます。

115. 掘込河道（ほりこみかどう）、掘込河川（ほりこみかせん）

川底が周辺の地盤より低く、洪水時でも水位が周辺の地盤より低くなっている河川のこと。堤防がない河川のことをいいます。



116. 本川（ほんせん）

幹川を指し、一般に横から流入する支川に対して本川といいます。



「ま 行」

117. みお筋（みおすじ）、川筋（かわすじ）

平常時に流水が流れている道筋のことをいいます。川幅は広くともみお筋はその一部であり、しかも川の法線どおりではなく、曲がりくねっているのが普通です。

118. 水際（みずぎわ）

河川の空間は、水が流れるあるいはとどまっている水域（水域環境）、日常的に水の影響を受ける水際（水際環境）、日常的には水の影響を受けない陸域（陸域環境）に分けられます。

水際環境は、水域と陸域をつなぎ多様な動植物が生息・生育・繁殖する空間となっています。

“エコトーン”、“水域”のイメージ図参照

119. ミチゲーション（みちげーしょん）

元々、「和らげること、緩和すること」を意味し、環境関連では「環境緩和」と訳されます。開発等により環境への影響が生じる場合に、その影響を未然に防いだり、影響をできるだけ少なくしたり、失われる環境と同じだけの環境を新たに創造するなどの対策を指します。

「人間の活動による生態系機能の損失を無くすこと（No net loss）」を前提として検討される手続きで、以下に示す5段階があります。

より簡単に、「回避」、「低減」、「代償」の3段階とみなすこともあります。

- 1)回避：計画の全部あるいは一部中止、計画の見直しや変更等によって環境の影響を避けます。
- 2)最小化：行為の度合や大きさ・施工を限定することによって影響を最小限に抑えます。
- 3)修正：影響を受けた環境について、回復・再生・修復するように修正します。
- 4)低減：行為の期間中、保護・維持作業によって長期的にわたる影響を減じ除去します。
- 5)代償：置き換えや代替資源・環境を提供することによって影響を補償します。

120. モニタリング（もにたりんぐ）

日常かつ継続的な監視・点検を行うことです。

「や 行」

121．遊水地（ゆうすいち）、調節池（ちょうせつち）

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域を遊水地または調節池と呼びます。

遊水地には、河道と遊水地の間に特別な施設を設けない自然遊水の場合と、河道に沿って調節池を設け、河道と調節池の間に設けた越流堤から一定規模以上の洪水を調節池に流し込む場合があります。

また、開発行為等に伴う河川流域の流出量の増大に対し、一時的に雨水を貯留し、下流河川の洪水負担の増大の軽減を図ることを目的に設置されるものを、防災調節池といいます。

122．余裕高（よゆうだか）

堤防の高さと計画高水位の間にとっている余裕の高さのことをいいます。この余裕は、洪水時の巡視や水防活動中の安全確保、風浪・うねり等の計画高水位には考慮されていない水位上昇に対して堤防の安全を確保するためのものです。

「ら 行」

123 . 落差工（らくさこう）、帯工（おびこう）

床止めに落差がある場合、落差工と呼び、落差がないかあるいは極めて小さい場合、「帯工（おびこう）」と呼びます。

“床止め”参照

124 . 利水（りすい）

河川の水を生活用水や農業用水、工業用水、発電などに利用すること。

125 . 流域（りゅういき）

降雨や降雪が、その河川に流入する全地域（範囲）のことです。

集水区域と呼ばれることもあります。



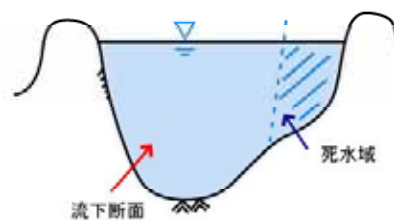
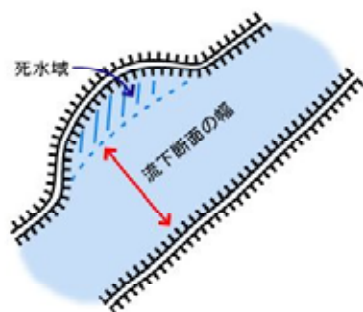
126 . 流下（りゅうか）

流水が下流側へ移動する（流れる）現象のことです。

127 . 流下断面（りゅうかだんめん）

水を流すのに有効な河川の横断面のことです。

平面的に見て急激に河道が広がって水が滞留するところはこの含まれません。（死水域といいます）



128．流下能力（りゅうかのうりょく）

河道や管渠などで流下させうることが可能な流量をいいます。

“流量”参照

129．流況（りゅうきょう）

流量の時間的变化を流況といいます。

豊水（ほうすい）・平水（へいすい）・低水（ていすい）・濁水（かつすい）流量の意味で使われることもあります。

“豊水流量”“平水流量”“低水流量”“濁水流量”参照

129．流量（りゅうりょう）

単位時間内に流れに直角方向の断面を通過する流体の体積を表す値で、単位は「 m^3/s 」です。

131．漏水（ろうすい）

洪水時に河川水および降雨が、堤防へ浸透し堤防法尻から水が噴き出す現象のことです。

河川水位が高く、その水位の継続時間が長いほど、その水圧で堤防に水が浸透し、漏水現象が発生しやすくなり、堤防が壊れやすくなります。

“浸透”参照

“河道”のイメージ図参照

「わ 行」

132 . ワンド (わんど)

洪水時のみお筋が湾曲して残された箇所や水制工等による砂州の形成によって河川の通常の流れと分離した箇所等は、流速が極めて小さい閉鎖的な水域となっています。

このように本川とつながっている水がよどむところ (止水域) を、ワンドといいます。

“溜まり” “止水域” 参照



「その他記号等」

133. BOD (Biochemical Oxygen Demand) (ビーオーディー)

「生物化学的酸素要求量」と呼ばれており、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の汚濁状況を表す代表的な指標となっています。

基準値は類型により異なり、1mg/L以下～10mg/L以下と定められています。

一般的には汚れがひどいほど値が大きくなり、10mg/L以上になると悪臭の発生等が起こりやすくなります。

また、魚類に対しては、溪流等の清水域に生息するイワナやヤマメ等は2mg/L以下、サケやアユ等は3mg/L以下、比較的汚濁に強いコイやフナ等では5mg/L以下が必要とされています。

COD (Chemical Oxygen Demand) (シーオーディー)

「化学的酸素要求量」と呼ばれており、水中の有機物を酸化剤で分解するときに消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、湖沼や海域の河川の汚濁状況を表す代表的な指標となっています。

なお、BODと同様に汚れがひどいほど値が大きくなります。

“環境基準類型指定”参照

生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼をのぞく））

類型	利用目的の適応性	項目		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/リットル以下	25mg/リットル以下	7.5mg/リットル以上
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/リットル以下	25mg/リットル以下	7.5mg/リットル以上
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/リットル以下	25mg/リットル以下	5mg/リットル以上
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/リットル以下	50mg/リットル以下	5mg/リットル以上
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/リットル以下	100mg/リットル以下	2mg/リットル以上
E	工業用水3級 環境保全	10mg/リットル以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/リットル以上

備考1 基準値は日間平均値とする

- 生活環境項目 (BOD) の環境基準の達成状況の評価は、年間の日間平均値の全データのうち75%以上のデータ (BOD75%値) が基準値を満足している場合とする
- 生活環境の保全に関する環境基準としては、この他に「水素イオン濃度 (pH)」と「大腸菌群数」も定められている

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

- 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級:ヤマメ、イワナ等為腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級:サケ科魚類及びアユ等為腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級:特殊な浄水操作を行うもの
- 環境保全:国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない限度

134 . RDB (Red Data Book)(レッドデータブック)

絶滅の恐れのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合 (IUCN) が、1966 年に初めて発行したものです。

IUCN から発行された初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、もっとも危機的なランク (Endangered) に選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていたためレッドデータブックといわれるようになりました。

日本でも、1991 年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁 (現・環境省) がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されています。

また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されているかあるいは作成準備中です。

英語の頭文字をとってRDBと略称されます。

また、作成者を表すため環境省版RDB、都道府県版RDB等とも呼ばれます。

135 . RL (Red List)(レッドリスト)

レッドデータブックを作成するための基礎資料としてとりまとめられている、日本で絶滅の恐れのある野生生物の種のリストのことです。

環境省は、野生生物の保全のためには、絶滅の恐れのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、レッドリストの作成・公表を行っています。

また、野生生物の生息状況は常に変化しているため、レッドリスト・レッドデータブックにおける評価は、定期的に見直すことが不可欠であることから、平成18年、19年にレッドリストの第2次見直しを行いました。

136 . T.P. (Tokyo Peil)(ティーピー)

明治6年6月から明治12年11まで隅田川河口の霊岸島量水標で観測した結果から求めた平均潮位です。T.P.は東京湾平均海面、または東京湾中等潮位と呼ばれ、全国の標高の基準となる海水面の高さです。